

協 定

大規模災害時等における活動
拠点の提供に関する協定書

大規模災害時等における活動拠点の提供に関する協定書

高知県農業協同組合（以下「甲」という。）と佐川警察署（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害その他の災害（大規模な事故災害を含む。）が発生したとき（以下「大規模災害時等」という。）における甲の施設を使用した乙の警察活動拠点の設置について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時等において、乙の庁舎が倒壊等のため使用不能となった場合に、甲の施設の一部を乙が借用し災害警備本部、警察車両の駐車場所、災害装備等の保管場所等の活動拠点施設（以下「活動拠点施設」という。）として使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 乙は、大規模災害時等において必要があると認められるときは、甲に対し活動拠点施設として、甲の施設の暫定使用について協力を要請することができるものとする。

（活動拠点施設の使用範囲）

第3条 活動拠点施設として甲が乙に使用させる範囲は、次に掲げるとおりとする。

場 所 高知県農業協同組合仁淀川地区本部

所 在 地 高知県高岡郡佐川町甲1751番地1

使用範囲 高知県農業協同組合仁淀川地区本部 会議室

警察車両駐車場所 5台分

2 甲は、前条の要請を承認する場合は、業務に支障を来さない範囲で乙に対象施設を使用させるものとする。

なお、具体的な施設使用要領等は、甲、乙が協議して別に覚書で取り決めるものとする。

(使用期間)

第4条 活動拠点施設としての使用期間は、乙の庁舎が使用可能となるまでとし、概ね2週間以内とする。

ただし、使用期間の延長については、必要により協議するものとする。

(費用負担)

第5条 甲の施設の借上費、使用に伴う光熱水費等については、大規模災害時等における一時的な処置であることから、無償とする。

(協議事項等)

第6条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙からの協定の解除又は変更の意思表示がない限り、継続するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通をそれぞれが保有するものとする。

令和3年6月1日

甲 高知県高知市五台山5015番地1
高知県農業協同組合代表理事

組合長

乙 高知県高岡郡佐川町丙3555
高知県佐川警察署長

署長

